

令和6年度

給与所得等に係る市民税・都民税・森林環境税特別徴収の手引

東京都八王子市

市区町村コード:132012

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話 042-626-3111(代表)

・ 課税についてのお問い合わせは

財政部住民税課 (特別徴収担当)

電話 042-620-7354・7219(直通)

・ 納入についてのお問い合わせは

財政部収納課

電話 042-620-7357・7224(直通)

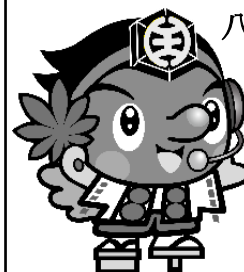


個人住民税PRキャラクター
ぜいきりん

東京都及び都内 62 市区町村では、個人住民税の特別徴収を徹底しています。

1. 給与所得等に係る特別徴収について	
(1) 特別徴収のあらまし	1
(2) 特別徴収事務の取扱いについて	1
(3) 転勤・退職等の異動が生じたら	2
(4) 退職所得に対する市民税・都民税・ 森林環境税の特別徴収について	4
2. 給与所得者異動届出書について	
(1) 給与所得者異動届出書の記入方法	5
(2) 給与所得者異動届出書の記入例	
① 普通徴収に切り替える場合	6
② 未徴収税額を一括徴収する場合	7
③ 転勤・転職の場合	8
④ 特別徴収に切り替える場合	9
(3) 異動届提出後の税額変更通知書の発送等について	10
(4) 普通徴収へ切替後の税額決定通知書の発送について	10
(5) 異動届の再提出について（お願い）	10
(6) 給与所得者異動届出書（様式）	11
(7) 特別徴収切替届出（依頼）書（様式）	12
(8) 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書（様式）	13
3. 納入について	
(1) 納入書の取扱いについて	14
(2) 納入書の記入例	15
(3) 自社作成の納入書について	16
(4) 納入書の取扱金融機関等	17

24 時間 365 日！ 質問にお答えします！



はっちお〜じ

八王子市総合案内チャットボット



チャットボット



市公式LINE

1. 給与所得等に係る特別徴収について

※この「手引」において、特段の定めのある場合を除き、「特別徴収」とは、「給与所得等に係る市民税・都民税・森林環境税の特別徴収」をいいます。

(1) 特別徴収のあらまし

ア. 特別徴収とは

特別徴収とは、給与の支払者が給与の支払いを受ける個人（納税義務者）から、毎月給与を支払う際に市民税・都民税・森林環境税を徴収し納入する制度です。

イ. 特別徴収義務者とは

特別徴収義務者とは、給与の支払いをする際に市民税・都民税・森林環境税を徴収し納入する義務を負う者をいいます。

ウ. 納税義務者とは

特別徴収の対象となる納税義務者とは、令和6年1月1日現在八王子市内に住所を有する個人で前年中に給与所得があり、かつ、令和6年4月1日現在引き続いて給与の支払いを受けている人です。

エ. 特別徴収税額の通知

特別徴収の方法によって徴収するときは、特別徴収義務者及び納税義務者にその旨の通知をすることになっています。「令和6年度給与所得等に係る市民税・都民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」は、各納税義務者に市民税・都民税・森林環境税の特別徴収税額を通知するためのものです。

なお、納税義務者の特別徴収税額に変更が生じた場合は、「令和6年度給与所得等に係る市民税・都民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」をお送りします。

(2) 特別徴収事務の取扱いについて

ア. 納税義務者への通知書

特別徴収義務者への通知書とともに納税義務者への通知書をお送りします。速やかに各納税義務者へお渡しください。

イ. 月割額の徴収

「令和6年度給与所得等に係る市民税・都民税・森林環境特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に各納税義務者の月割額を記載してありますので、徴収月・徴収税額等をご確認のうえ徴収してください。

定額減税が適用される方は、令和6年6月分は徴収せず、「定額減税「後」の税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月分で徴収してください。

ウ. 月割額の納入

各納税義務者から徴収した月割額の合計額を、八王子市指定金融機関、収納代理金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局（東京都・関東各県及び山梨県所在に限る）又は八王子市役所・八王子市市民部の各事務所（斎場事務所を除く）で納入してください。（17 ページ参照）

納入につきましては、税額を印字した光学文字読取方式（OCR）用納入書をご使用ください。ただし、納入書不要として届出をいただいている場合は、納入書は送付しておりません。

なお、納入書はホームページからダウンロードできませんので、必要がある場合はお問い合わせください。

なお、年の途中で異動等により税額が変更になった場合は、お手数ですが納入書に記載してある税額を訂正してご使用ください。訂正方法は14ページの「納入書の取扱いについて」をご覧ください。

(3) 転勤・退職等の異動が生じたら

エ. 納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時 10 人未満である事業所は、納入手続きを簡素化するために、毎月の給与の支払いの際徴収した市民税・都民税・森林環境税を半年分まとめて納入することができます。この特例を受けるためには申請書を提出して承認を受けることが必要です。申請書はホームページからダウンロードできます。

オ. 納期限

令和 6 年度の特別徴収税額の月別納期限は、次のとおりです。10 日に金融機関が休業の場合は、翌営業日が納期限になります。

月別（徴収月）	納 期 限	月別（徴収月）	納 期 限
令和 6 年 6 月	令和 6 年 7 月 10 日	令和 6 年 12 月	令和 7 年 1 月 10 日
7 月	8 月 13 日	令和 7 年 1 月	2 月 10 日
8 月	9 月 10 日	2 月	3 月 10 日
9 月	10 月 10 日	3 月	4 月 10 日
10 月	11 月 11 日	4 月	5 月 12 日
11 月	12 月 10 日	5 月	6 月 10 日

※網かけの部分は納期の特例を受けている場合の納期限

カ. 延滞金

指定した納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、年 8.7%（納期限の翌日から 1 ヶ月間は年 2.4%）の割合を乗じて計算した額の延滞金が加算されます。なお、年 8.7%及び年 2.4%の割合は令和 7 年 1 月 1 日以降において、法の定めるところにより変わる場合があります。

キ. 滞納処分

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しない場合は、差押等の滞納処分を受けることになります。

ア. 給与所得者異動届出書の提出

納税義務者の異動（退職・休職等）により、特別徴収税額を徴収できなくなった場合は、イ. の場合を除き、納税義務者が普通徴収の方法で納めるか、特別徴収義務者が給与・退職手当等の支払いの際に一括徴収するかのいずれかの方法を選択していただくことになります。この場合給与の支払いを行わなくなった月の翌月 10 日までに「給与所得者異動届出書」（11 ページ）を必ず提出してください。また、転勤についても、月ごとの納税額が変更になる場合がありますので必ず届出が必要です。

イ. 一括徴収

1 月 1 日から 4 月 30 日までの間に退職等により、特別徴収税額を徴収できなくなった場合は、一定の要件を満たしていれば、その未徴収税額を給与・退職手当等から一括徴収し、市町村に納入しなければなりません。

また、12 月 31 日までの退職者等（特に**外国へ出国される方**）についても、未徴収税額の一括徴収にご協力願います。

（詳しくは、3 ページをご覧ください。）

ウ. 普通徴収から特別徴収への切替え

入社等により、普通徴収から特別徴収への切替えを希望する場合は、「特別徴収切替届出（依頼）書」（12 ページ）を提出してください。

※ 住民税を特別徴収（給与差引）している従業員の方が、退職・出国（帰国）するときには

住民税の納め忘れがないよう、事業者の方から以下の手続きをご案内いただきますようお願いいたします。

● 残りの住民税（特別徴収税額）の一括徴収

令和7年1月1日から令和7年4月30日までの間に退職・出国（帰国）する従業員の方に令和6年度分の未徴収税額がある場合、地方税法において5月31日までに支払われるべき給与または退職手当が残りの税額を超える際には、納税者本人からの申出の有無にかかわらず、その金額の全てを一括徴収し、市町村に納入しなければなりません。

地方税法第321条の5第2項

● 納税管理人の選任

出国（帰国）する方で、日本から出国するまでの間に残りの住民税を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から自身に代わり税金の手続きを行う方（納税管理人）を定め、市区町村に届け出る必要があります。また、令和7年1月1日以降に出国（帰国）する場合は、令和7年度の住民税が発生する可能性があり、納税管理人の定めが必要となります。該当する方がいらっしゃる場合は、住民税の滞納を防ぐためにも納税管理人の設定を促していただきますようお願いいたします。

地方税法第300条

納税管理人の設定や今後の納付方法等についてご不明な点がございましたら、納税者ご本人から、八王子市財政部住民税課までご連絡いただくようお願いいたします。

また、総務省ホームページに、在留外国人向けパンフレット（日本語・英語・中国語・ベトナム語・ポルトガル語）が掲載されています。

二次元コードからもご覧いただけますので、ご活用ください。



（総務省ホームページ 二次元コード）

(4) 退職所得に対する市民税・都民税の特別徴収について

<納入済通知書裏面記入例>

退職所得に対する市民税・都民税については、所得税と同様に他の所得と区別して、退職所得等の支払者（特別徴収義務者）が自ら計算し、その支払いの際、特別徴収することになっています。

なお、死亡退職したことにより支払われる退職所得は相続税の課税対象となりますので、住民税は課税されません。

ア. 納税義務者

退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在、八王子市に居住している人です。

イ. 税額の計算（令和6年1月現在に適用される法令に基づく）

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当等の収入金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得控除額} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{1}{2} = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得の金額} \\ \hline \end{array}$$

(1,000円未満の端数切捨て)

退職所得の金額	×	税率		=	特別徴収すべき税額	
		市民税 6%	都民税 4%		市民税額	都民税額

(100円未満の端数切捨て)

※ 特定役員退職手当等に係る退職所得の計算については、退職所得控除を控除した残額を2分の1する措置はありません。

特定役員退職手当等とは、役員等（次に挙げる人をいいます）としての勤続年数が5年以下である人が支払いを受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払いを受けるものをいいます。

①法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び精算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している一定の者、②国会議員及び地方公共団体の議会の議員、③国家公務員及び地方公務員。

※ 令和4年1月1日以降に支払いを受ける役員等以外の方で、勤続年数が5年以下の場合、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分については、2分の1する措置はありません。

ウ. 納入方法

退職手当等の支払時に徴収した税額を、徴収した月の翌月の10日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）までに給与にかかる特別徴収税額とあわせて納入してください。

退職所得に係る		市民税 都民税		納入申告書	
八王子市長 殿					(受付印)
令和 6 年 8 月 10 日提出					
①	令和 6 年 7 月分	②	人員	2	人
③	退職手当等支払金額			1	3
				1	0
				0	0
				0	0
④	特別徴収税額	市民税		3	3
		都民税		2	2
⑤	特別徴収義務者	住所又は所在地	千 000-0000 〇〇市〇〇町 〇〇 - 〇〇		
		氏名又は名称	〇〇産業(株)		
⑥	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			
地方税法第50条の6及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得額の納入について申告します。					
※個人事業主の方は、この申告書を使用できません。住民税課042-620-7354(直通)へご連絡ください。					

【退職者内訳書】					
⑥	氏名	八王子太郎	⑦	勤続年数	19年
⑧	住所	八王子市 〇〇町〇〇-〇			
⑨	退職金	8,100,000円			
⑩	特別徴収税額	市民税	15,000円		
		都民税	10,000円		
⑥	氏名	多摩一郎	⑦	勤続年数	17年
⑧	住所	八王子市 〇〇町〇〇-〇			
⑨	退職金	5,000,000円			
⑩	特別徴収税額	市民税	18,000円		
		都民税	12,000円		

- ① 退職手当等から市民税・都民税を徴収した「年」と「月」
- ② 退職手当等から市民税・都民税を徴収した「人数」
- ③ 支払った退職手当等の総支払金額
- ④ 納入する市民税・都民税額
- ⑤ 法人番号（13ケタ）
- ⑥ 退職者の氏名
- ⑦ 端数を切り上げた勤続年数（例）

}	0年と 4ヶ月 → 1年
	30年と 3日 → 31年
- ⑧ 退職した年の1月1日現在の住所
- ⑨ 個人ごとに支払った退職手当等の支払金額
- ⑩ 個人ごとに算出した市民税・都民税額

*** 個人事業主の方は、納入済通知書の裏面は使用できません。**
住民税課 042-620-7354（直通）へご連絡ください。

*** 税額計算の際は、右の二次元コードから住民税試算システムをご利用ください。**



2. 給与所得者異動届出書について

(1) 給与所得者異動届出書の記入方法

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収
※ 異動があった場合は、速やかに提出してください。

令和 年 月 日	給与支払者 八王子市長 殿	所在地 〒 番 号 番 号	特別徴収義務者 指定番号 宛 名 番 号	2年度・3年度・4年度 見直し
氏名 フリガナ 氏名又は名称	個人番号 又は法人番号	特別徴収税額 (年税額)	異動の事由 1. 退職 2. 休職・長欠 3. 定年退職 4. 支払少額・不定 5. 全額・一部 6. 全額・一部 7. 全額・一部	異動後の未徴収 税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
1月1日現在の住所 異動後の住所	異動年月日	未徴収税額 (ア) - (イ)	異動の事由 1. 退職 2. 休職・長欠 3. 定年退職 4. 支払少額・不定 5. 全額・一部 6. 全額・一部 7. 全額・一部	異動後の未徴収 税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者 指定番号	法人番号	15	17	18
2. 一括徴収の場合 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月 月 日	徴収予定額 (円) (注) 1. 上開欄	19	20
3. 普通徴収の場合 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	氏名 フリガナ 氏名又は名称	住所 番 号 番 号	氏名 フリガナ 氏名又は名称	住所 番 号 番 号

※ 電子データにより特別徴収税額決定通知(納税義務者用)の受取を希望する場合は、受給者番号を必ず記入してください。
【提出先】〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号 八王子市 財政部 住民税課 特別徴収課
この異動届出書は、A4サイズに複製して使用していただくが、八王子市公式ウェブサイト(https://www.city.hachioji.tokyo.jp/)からダウンロードして使用してください。

- ① 法人番号又は個人番号・・・法人番号を記入してください。個人事業主の方は事業主の個人番号を記入してください。ただし、転勤の場合、個人事業主の個人番号は記入しないでください。(特定個人情報保護のため)
- ② 特別徴収義務者・・・特別徴収税額通知書に記載してある指定番号を記入してください。
- ③ 宛 名 番 号・・・異動された人の特別徴収税額通知書の宛名番号を記入してください。
- ④ 氏 名・・・異動された人が結婚等により姓が変更になった場合は、旧姓もあわせて記入してください。
- ⑤ 個 人 番 号・・・異動された人の個人番号を記入してください。ただし、転勤の場合、前勤務先では記入せず、新勤務先で記入してください。(特定個人情報保護のため)
- ⑥ 1月1日現在の住所・・・特別徴収税額通知書に記載してある異動された人の住所(1月1日現在の住所)を記入してください。

- ⑦ 異動後の住所・・・特別徴収税額通知書に記載してある異動された人の1月1日現在の住所が変更になった場合は新住所を記入してください。
- ⑧ 特別徴収税額・・・特別徴収税額通知書に記載してある異動された人の年税額を記入してください。
- ⑨ 徴 収 済 額・・・異動された人の特別徴収税額の徴収済月・徴収済額を記入してください。
- ⑩ 未徴収税額・・・異動された人について、給与から徴収できなくなった月割額の全額を記入してください。
- ⑪ 異動年月日・・・異動した年月日を記入してください。
- ⑫ 異動の事由・・・特別徴収ができなくなった事由の該当番号を記入してください。
- ⑬ 異動後の未徴収税額の徴収方法・・・異動後の未徴収税額の徴収方法を選択してください。「2.一括徴収」、「3.普通徴収」を選択された場合は、理由を記入してください。
- ⑭ 納 入 月・・・未徴収税額を一括徴収する場合は、一括した住民税の納入月を記入してください。
- ⑮ 特別徴収義務者・・・新しい勤務先で記入してください。不明の場合は未記入指定番号で提出してください。
- ⑯ 給与支払者・・・新しい勤務先等の所在地・名称等を記入してください。
- ⑰ 徴収開始月・・・新しい転勤先等で徴収開始が可能となる月を記入してください。
- ⑱ 受給者番号・・・社員番号などを特別徴収事務において使用する場合は、その番号を記入してください。不要の場合は記入する必要はありません。電子データにより特別徴収税額決定通知(納税義務者用)の受取を希望の場合、受給者番号を必ず記入してください。
- ⑲ 法人番号又は個人番号・・・法人番号を記入してください。個人事業主の方は事業主の個人番号を記入してください。

他市区町村の様式の異動届出書でも、市区町村長名を変更してご使用いただけます。
また、本市ホームページからも様式をダウンロードできます。

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>

「トップページ」→「目的から探す」→「税金」→「税金について」→「市民税・都民税
給与所得等に係る特別徴収に関するもの(給与から差引く市民税・都民税)」→「給与所得
等に係る特別徴収に関する各種届出書等について(書式ダウンロード)」

(2) 給与所得者異動届出書の記入例

記入例

① 普通徴収に切り替える場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎ 異動があった場合は、速やかに提出してください。

令和 6年 8月 15日	所在地	〒 192-0001 東京都八王子市元本郷町〇ー〇	特別徴収義務者指定番号	0123456
八王子市長 殿	フリガナ	マルマルシヨウジ カブシキガイシャ	宛名番号	12
	氏名又は名称	〇 〇 商事 (株)	所属	給与係
	個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	氏名	八王子 花子
			電話	042-620-XXXX (内線 1234)

フリガナ	タマ イチロウ	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	多摩 一郎	(ア)	(イ)	(ウ)	6年 1月	1. 退職・長 2. 職・長 3. 職・長 4. 職・長 5. 職・長 6. 職・長 7. 職・長	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
生年月日	昭和 50年 1月 10日	120,000 円	30,000 円	90,000 円	6年 1月 31日		
個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4						
受給者番号							
1月1日現在の住所	八王子市本町〇〇-××						
異動後の住所							

両年度処理の場合は、ご希望の課税対象年度にマルをつけてください。

市役所から送付された「特別徴収税額決定通知書」の指定番号・宛名番号をご記入ください。

特別徴収ができなくなった事由を「異動の事由」から必ず選択してください。

異動後の未徴収税額の徴収方法を選択してください。なお、その中で「3. 普通徴収」を選択してください。

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者指定番号	新規	法人番号	
所在地	〒	担当者連絡先	
フリガナ		所属	
氏名又は名称		氏名	
		電話	(内線)

新しい勤務先へは、月割額 円を 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。

*受給者番号

納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため
	3. 死亡による退職であるため

▼給与所得者異動届出書の提出先についてご注意ください。

当年度	翌年度	異動届の提出
当年度特別徴収している市区町村	翌年度給与支払報告書を提出した市区町村	
八王子市	八王子市	当・翌年度分→八王子市※
八王子市	他の市区町村	当年度分→八王子市 翌年度分→他の市区町村
他の市区町村	八王子市	当年度分→他の市区町村 翌年度分→八王子市

* 電子データにより特別徴収税額決定通知 (納税義務者用) の受取を希望する場合、受給者番号を必ず記入してください。
 【提出先】 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号 八王子市 財政部 住民税課 特別徴収担当
 この異動届書は、A4サイズに複写して使用していただくか、八王子市公式ウェブサイト (https://www.city.hachioji.tokyo.jp/) からダウンロードして使用してください。

徴収済月・徴収済額・未徴収税額は非常に重要ですので、必ずご記入ください。

※同一市町村の場合は1枚で可

記入例

② 未徴収税額を一括徴収する場合

両年度処理の場合は、ご希望の課税対象年度にマルをつけてください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
 特別徴収
 ◎ 異動があった場合は、速やかに提出してください。

令和 6年 8月 15日 八王子市長 殿	所在地 〒 192-0001 東京都八王子市元本郷町〇—〇	特別徴収義務者 指定番号 0123456
フリガナ タマ イチロウ	フリガナ マルマルシヨウジ カブシキガイシャ	宛名番号 12
氏名 多摩 一郎	氏名又は名称 〇 〇 商事 (株)	所属 給与係
生年月日 昭和・平成 50年 1月 10日	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	氏名 八王子 花子
受給者番号	個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	電話 042-620 -×××× (内線 1234)
1月1日現在の住所 八王子市本町〇〇-××	特別徴収税額 (年税額) 120,000 円	異動の事由 1. 退職 2. 職・長欠 3. 死亡 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. 住所誤報
異動後の住所	(イ) 徴収済額 30,000 円	異動後の未徴収 税額の徴収方法 2. 一括徴収
	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 90,000 円	異動の事由 2. 一括徴収
	異動年月日 6年 1月 31日	異動の事由 3. 普通徴収 (本人納付) (御記入がない場合は、普通徴収とさせていただきます)

市役所から送付された「特別徴収税額決定通知書」の指定番号・宛名番号をご記入ください。

異動後の未徴収税額の徴収方法「2.一括徴収」を選択してください。

一括徴収した住民税の納入月をご記入ください。

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号 〇〇〇〇〇〇	法人番号	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
所在地 〒	担当者連絡先 所属 氏名 電話 (内線)	*受給者番号
フリガナ	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要
氏名又は名称		

2. 一括徴収の場合

理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 9月20日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 90,000 円	左記の一括徴収した税額は、 <input checked="" type="checkbox"/> 9月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
--	-----------------	---------------------------------	---

3. 普通徴収の場合

理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため
--

宛名番号	事業所 登録 (修正)	見直
八王子市記入欄	異動入力	送付
6	/	税額 お知らせ
5	/	月分納入書
K有り	1コピー	D入力
		宛名備考

* 電子データにより特別徴収税額決定通知(納税義務者用)の受取を希望する場合、受給者番号を必ず記入してください。
 【提出先】〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目2番1号 八王子市 財政部 住民税課 特別徴収担当
 この異動届書は、A4サイズに複写して使用していただくか、八王子市公式サイト(https://www.city.hachioji.tokyo.jp/)からダウンロードして使用してください。

徴収済月・徴収済額・未徴収税額は非常に重要ですので、必ずご記入ください。

「異動の事由」から必ず選択してください。

記入例

③ 転勤・転職の場合

※新勤務先(転勤先)から課税地市区町村長への提出が遅れると、前勤務先(転勤元)に督促状が届くことがあります。ご承知ください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎ 異動があった場合は、速やかに提出してください。

令和 6年 8月 15日 八王子市長 殿	所在地 〒 192-0001 東京都八王子市元本郷町〇—〇	特別徴収義務者 指定番号 0123456	宛名番号 12
フリガナ タマ イチロウ 氏名 多摩 一郎	フリガナ マルマルシヨウジ カブシキガイシャ 氏名又は名称 〇 〇 商事 (株)	担連 当絡 者先 氏名 八王子 花子	電話 042-620-XXXX (内線 1234)
フリガナ タマ イチロウ 氏名 多摩 一郎	特別徴収税額 (年税額) 120,000 円	(イ) 徴収済額 30,000 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 90,000 円
生年月日 昭和 50年 1月 10日	異動 年月日 6年 2月 8日	異動の事由 1. 退職 2. 職 3. 勤 4. 休 5. 死 6. 支 7. 合 8. 併 9. 解 10. 散 11. 住 12. 所 13. 誤 14. 報	異動後の未徴収 税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付) (御記入がない場合は、普通 徴収とさせていただきます)

両年度処理の場合は、ご希望の課税対象年度にマルをつけてください。

市役所から送付された「特別徴収税額決定通知書」の指定番号・宛名番号をご記入ください。

個人事業主の方は記入しないでください。

異動後の未徴収税額の徴収方法「1. 特別徴収継続」を選択してください。

徴収済月・徴収済額・未徴収税額は非常に重要ですので、必ずご記入ください。

電子データにより特別徴収税額決定通知(納税義務者用)の受取を希望する場合、受給者番号を必ず記入してください。

新勤務先で、徴収開始が可能となる月をご記入ください。

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号 00345678	法人番号 9876543210987	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を 徴収し、納入するよう連絡済みです。
所在地 〒 400-0000 山梨県甲府市相生〇〇—〇	所属 氏名 電話	*受給者番号 DEF-000456
フリガナ マルサンカクブツサン カブシキガイシャ 氏名又は名称 〇 △ 物産 (株)	担当者連絡先	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
--	---------------	--------------------------	--

3. 普通徴収の場合

理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため
--

宛名番号	事業所 登録 (修正)	見直し
八王子市記入欄	異動入力	送付
6	/	税額 お知らせ
5	/	月分納入書
K有り	1 コピ	D入力
宛名備考		

特別徴収義務者の指定番号をご記入ください。不明の場合は未記入で提出してください。新規の場合は新規にマルをしてください。

個人番号は、前勤務先では記入せず、新勤務先でご記入ください。

* 電子データにより特別徴収税額決定通知(納税義務者用)の受取を希望する場合、受給者番号を必ず記入してください。
【提出先】〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号 八王子市 財政部 住民税課 特別徴収担当
この異動届書は、A4サイズに複写して使用していただくか、八王子市公式サイト(https://www.city.hachioji.tokyo.jp/)からダウンロードして使用してください。

記入例

④ 特別徴収に切り替える場合

特別徴収切替届出(依頼)書

令和 6年 8月 1日		所在地 (住所) 〒 192-0051 東京都八王子市元本郷町〇-〇-〇		年度 5年度 ・ 6年度 ・ 7年度 見直	
八王子市長 殿		フリガナ マルマルショウジ カブシキガイシャ		特別徴収義務者指定番号 *八王子市記入宛名番号	
(特別徴収義務者) 給与支払者		名称 (氏名) 〇〇商事(株)		新規・	
代表者の職氏名 代表取締役 八王子 太郎		法人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		->新規の場合、納入書(必要・不要)	
所属 給与係		担当先 八王子 花子		担連当絡者先	
電話 042-620-XXXX (内線 123)		*受給者番号 ABCD-802		期別を○で囲んでください。	
フリガナ(必須) タマ イチロウ		氏名 多摩 一郎 (旧姓)		普通徴収切替期別 1 2 ③ 4 随時 期 以降を切替希望	
生年月日 昭和・平成 60年 11月 10日		1月1日現在の住所 〒 192-0051 八王子市本町〇〇-XX		※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。	
現在の住所		届出理由 1. 入社(9月1日付) 2. その他()		9月分(10月10日納期分)から特別徴収を開始します。	
問い合わせ番号		月割額の連絡		※提出月の翌月以降をご記入ください。	
				必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※通知書等が間に合わない場合のみ電話連絡いたします。	

特別徴収義務者の指定番号をご記入ください。不明の場合は未記入で提出してください。新規の場合は、新規に「〇」をしていただくのと、納入書の「要・不要」のチェックをしてください。

納期限を過ぎた普通徴収分は、特別徴収への切り替えはできません。

《納期限》
 第1期 : 7月 1日
 第2期 : 8月31日
 第3期 : 10月31日
 第4期 : 1月31日

※切替対象者の普通徴収の納付書を確認のうえ、普通徴収切替期別をご記入ください。

※電子データにより特別徴収税額決定通知(納税義務者用)の受取を希望の場合、受給者番号を必ず記入してください。

- 【添付書類】
- 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
※すでに納付済みの分の領収証書や口座振替の場合は不要です。
- 【注意事項】
- 普通徴収の納期限を過ぎたもの、及び古い年分のは、特別徴収への切替ができません。
※普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、余裕を持って行ってください。
 - 八王子市では、65才以上の方で、給与所得者の前年収入に「年金所得」がある場合は切替できませんので、ご了承ください。
 - 特別徴収開始予定月は、提出月の翌月以降を記入してください。(提出月と同月を記入の場合、翌月になることがあります。)
 - 住民税(普通徴収分)を口座振替されている方は、ご希望の期から切替できない場合があります。
 - 普通徴収の納付書の添付がない場合、特別徴収に切替できないことがあります。

【提出先】 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号 八王子市 財政部 住民税課 特別徴収担当
 この異動届出書は、A4サイズに複写して使用していただくか、八王子市公式ウェブサイト(https://www.city.hachioji.tokyo.jp/)からダウンロードして使用してください。

八王子市記入欄	年税額	円	繰入額	円
	月割額	月分	円	
		月分から	円	
	異動入力	事業所登録(修正)	送付	
	見直	税額お知らせ	月分納入書	

必ず、フリガナをご記入ください。

1月1日以降に、転居された場合は、転居先住所もご記入ください。

電子データにより特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)の受取を希望の場合、受給者番号を必ず記入してください。

原則、提出月の翌月以降で、特別徴収開始が可能となる月をご記入ください。

(3) 異動届提出後の税額変更通知書の発送等について

特別徴収税額決定通知書を通知した後、その税額に変更が生じた場合は、特別徴収税額の変更通知書により、変更後の特別徴収税額を通知します。変更後の通知書に基づき、以後の月割額を徴収のうえ納付してください。

3月、5月、6月は異動届が集中し、切替作業完了までに数週間要することがあります。特に、特別徴収への切り替え月（開始月）につきましては、提出される月の翌月以降にしてください。

(4) 普通徴収へ切替後の税額決定通知書の発送について

特別徴収分を普通徴収分へ変更する場合、異動届受理後、約1か月後に、給与所得者（個人）に税額決定通知書を送付いたします。ただし、3月到着分につきましては、事務の都合上、約2か月後の発送になります。

(5) 異動届の再提出について（お願い）

異動届を提出された後に、記入内容に変更がある場合は、異動届の欄外に訂正分と朱書きの上、提出をお願いいたします。また、必要に応じて納税者本人や住民税課(特別徴収)担当への連絡をお願いいたします。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

処理欄	年度	5年度 ・ 6年度 ・ 7年度	見直
	資料		

◎ 異動があった場合は、速やかに提出してください。

令和 年 月 日 八王子市長 殿	〔 義務者 特別徴収 給与支払者 〕	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号								
		フリガナ											宛名番号								
		氏名又は名称											担連 当絡 者先	所属 氏名 電話	(内線)						
		個人番号 又は法人番号																			
給与所得者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動日 年 月 日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法				
	氏名																				
	生年月日	昭和・平成	年	月	日																
	個人番号																				
	*受給者番号																				
	1月1日 現在の住所																				
異動後の 住所																					
												円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 転職・長 3. 死 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. 住所誤 7. 職勤欠亡 報	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)				

1. 特別徴収継続の場合

新しい 勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	新規										法人番号											新しい勤務先へは、月割額_____円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
	所在地	〒										担当者 連絡先	所属												
	フリガナ												氏名												
	氏名又は名称												電話	(内線)											
												*受給者番号											納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	円	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				

3. 普通徴収の場合

理由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
		3. 死亡による退職であるため

* 電子データにより特別徴収税額決定通知(納税義務者用)の受取を希望する場合、受給者番号を必ず記入してください。

【提出先】〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号 八王子市 財政部 住民税課 特別徴収担当

この異動届出書は、A4サイズに複写して使用していただくか、八王子市公式ウェブサイト(https://www.city.hachioji.tokyo.jp/)からダウンロードして使用してください。

八王子市 記入欄	宛名番号		事業所 登録 (修正)	/	見直
		異動入力		送付	
	6	/	/	税額 お知らせ	
	5	/		月分納入書	
K有り		1コピ	D入力	宛名備考	

特別徴収切替届出(依頼)書

		年度	5年度	・	6年度	・	7年度	見直		
		処理欄	資料							
令和 年 月 日 八王子市長 殿	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒 -						特別徴収義務者指定番号	*八王子市記入宛名番号
		フリガナ							新規	
		名称(氏名)							->新規の場合、納入書(必要・不要)	
		代表者の職氏名							担連絡者先	
		法人番号								
給与所得者	*受給者番号							期別を○で囲んでください。		
	フリガナ(必須)							普通徴収切替期別	1 2 3 4 随時 期以降を切替希望	
	氏名	[旧姓]						※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日						特別徴収開始予定月	<input type="text"/> 月分(月 日納期分)から特別徴収を開始します。	
	1月1日現在の住所	〒 -						※提出月の翌月以降をご記入下さい。		
	現在の住所	〒 -						届出理由	1. 入社(月 日付) 2. その他()	
	問い合わせ番号							月割額の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※通知書等が間に合わない場合のみ電話連絡いたします。	

※電子データにより特別徴収税額決定通知(納税義務者用)の受取を希望の場合、受給者番号を必ず記入してください。

【添付書類】

- 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
※すでに納付済みの分の領収証書や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたもの、及び古い年分のもの、特別徴収への切替ができません。
※普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、余裕を持って行ってください。
- 八王子市では、65才以上の方で、給与所得者の前年収入に「年金所得」がある場合は切替できませんので、ご了承ください。
- 特別徴収開始予定月は、提出月の翌月以降を記入してください。(提出月と同月を記入の場合、翌月になることがあります。)
- 住民税(普通徴収分)を口座振替されている方は、ご希望の期から切替できない場合があります。
- 普通徴収の納付書の添付がない場合、特別徴収に切替できないことがあります。

八王子市記入欄	年税額	円	繰入額	円
	月割額	月分		円
		月分から		円
	異動入力	事業所登録(修正)	送付	
/	/	見直	/	税額お知らせ
				月分納入書

【提出先】 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号 八王子市 財政部 住民税課 特別徴収担当

この異動届出書は、A4サイズに複写して使用していただくか、八王子市公式ウェブサイト(<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/>)からダウンロードして使用してください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

処理欄	宛名入力	見直
	/	

令和 年 月 日 八王子市長 殿	(特別徴収義務者 給与支払者)	所在地(住所)	〒 — ※届出時点での所在地・名称を記入してください。										
		名称(氏名)											
		代表者職氏名											
		法人番号											
		特別徴収義務者 指定番号											
		担当者 連絡先	所属										
			氏名										
			電話	— —									

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。 ◆ 法人の代表者のみの変更の場合は、提出不要です。 変更年月日 令和 年 月 日

事項	変更前(旧) ※変更項目のみ記入してください。	変更後(新) ※変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所在地	〒 —	〒 —
送付先	〒 —	〒 —
フリガナ		
名称		
電話番号	— — (内線)	— — (内線)

変更理由 (該当番号に○) 1. 事務所等移転 2. 送付先設定・変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】
7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他()

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	統合・合併・分割される 事業所	所在地	〒 —										
	2. 統合・合併・分割先の指定番号 ※ 統合・合併元の指定番号は使用できません。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		フリガナ											
			名称											
			電話番号	— — (内線)										
			法人番号											
指定番号												特別徴収義務者 指定番号		

【提出先】 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号 八王子市 財政部 住民税課 特別徴収担当
この異動届出書は、A4サイズに複写して使用していただくか、八王子市公式ウェブサイト(<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/>)からダウンロードして使用してください。

3. 納入について

(1) 納入書の取扱いについて

本市ではOCR用納入書を使用しております。次の点にご注意のうえ、取扱いをお願いします。

なお、年度途中の税額変更時は、当初にお送りしている納入書の金額を訂正してご使用ください。また、変更前の金額で納入済みのため、納入書がお手元にならない場合はご連絡ください。

ア. 納入書の書き方

納入金額が「①納入金額」欄の税額と異なる場合及び納入すべき税額が印字されていない納入書（予備の納入書）を使う場合は、15～16ページの記入例を参考に正しい税額を記入してください。

イ. 記入上の注意点

- (ア) 黒のボールペンで記入してください。
- (イ) 納入金額を記入する際、納入済通知書には「¥」記号を記入しないでください。
- (ウ) 記入数字は、直接機械に読み取らせますので、記入例をよくご覧になり、記入数字の字体で記入してください。
- (エ) 納入通知書は、折り曲げたり、汚したりしないでください。

ウ. 地方税共通納税システム（eLTAX）での納入について

共通納税とは、マルチペイメントネットワークの仕組みを利用して、自宅やオフィスから、地方税の納税手続きを電子的に行うことです。利用することで、複数の地方公共団体へ一括して電子納税をすることが出来ます。

利用方法などの詳細については地方税ポータルシステム（eLTAX）ホームページをご覧ください。

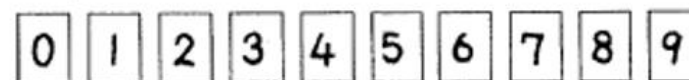
eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>



記入例

注意していただく点	良い例	悪い例
上を離さない	0	0
不必要な飾りは書かない	1 7	1 7
まるめない	2 3	2 3
上をふさがない	4	4
横線等を離さない	5 8	5 8
ワクからはみださない	9 7	9 7
続けて書かない	0 0	00

記入数字の字体



(2) 納入書の記入例

《 記入例 1 》

退職・転勤・税額変更等で、給与分の納入金額を変更する場合

《 記入例 2 》

給与分に変更はないが、退職所得に関する税額をあわせて納入する場合

退職所得に対する市民税・都民税を支払う
場合 納入済通知書裏面も記入してください。
※記入例は 4 ページにあります。

東京都 八王子 個人市民税 個人都民税 森林環境税 納入済通知書 (公) 109

市町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名
1 3 2 0 1 2	00140-6-960109	八王子市会計管理者
年 月 分	指 定 番 号	①納入金額 円
令和 0 6 0 6 0 0 1 2 3 4 x x	xxxxxxx	1,580,000
納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む)	退 職 所 得 分
xx 132012	1 8 8 0 0 0 0	
延滞金	延滞金	
納期限 令和 6年 7月 10日	③ 合計金額	
	1 8 8 0 0 0 0	
領 収 日 付 印	(特別徴収義務者) 住 所 〒 192-xxxx 又は 所在地 東京都八王子市〇〇町xxxx 氏 名 又は 名称 株式会社 〇〇 商事	

納入する税額をご記入ください。

二重線を引いてください。

給与所得に関する納入金額をご記入ください。

退職所得に関する納入金額をご記入ください。

東京都 八王子 個人市民税 個人都民税 森林環境税 納入済通知書 (公) 109

市町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名
1 3 2 0 1 2	00140-6-960109	八王子市会計管理者
年 月 分	指 定 番 号	①納入金額 円
令和 0 6 0 6 0 0 1 2 3 4 x x	xxxxxxx	1,580,000
納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む)	退 職 所 得 分
xx 132012	1 5 8 0 0 0 0	2 8 9 6 0 0 0
延滞金	延滞金	
納期限 令和 6年 7月 10日	③ 合計金額	
	1 8 6 9 6 0 0	
領 収 日 付 印	(特別徴収義務者) 住 所 〒 192-xxxx 又は 所在地 東京都八王子市〇〇町xxxx 氏 名 又は 名称 株式会社 〇〇 商事	

給与所得分と退職所得分の合計額をご記入ください。

※「〒」記号を記入しないでください

納入済通知書の金額欄に¥は記入しないでください。

《 記入例 3 》

予備の納入書を使用する場合

記入誤りや退職所得に関する税額を納入する場合に使用してください。

(3) 自社作成の納入書について

事業所等で作成した納入書を使用する場合、次の点にご注意ください。

納入する税額をご記入ください。

東京都 八王子 個人市民税
個人道府県民税
森林環境税 納入済通知書 公 109

市町村コード		口座番号		加入者名						
1	3	2	0	1	2	00140-6-960109	八王子市会計管理者			
令和 年 月 分		指定番号		①納入金額 円						
0	6	0	0	1	2	3	4	×	×	*****
××		132012		② 納入金額内訳						
<p>納入金額が変更になる場合 ①の納入金額欄の金額を横線で抹消し、②の納入金額内訳の該当する欄と③の合計金額欄に変更金額を記入してください。</p>		<p>② 納入金額内訳</p> <p>給与分 (一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円</p> <p>退職所得分</p> <p>延滞金</p>		<p>③ 合計金額</p> <p>3 2 8 0 0</p>						
納期限 令和 6年 7月 10日		領収日付印		<p>(特別徴収義務者)</p> <p>住所 〒 192-××××</p> <p>又は所在地 東京都八王子市〇〇町×××-</p> <p>氏名 又は名称 株式会社 〇〇 商事</p>						

それぞれ該当する年月日をご記入ください。

納入済通知書の金額欄に¥は記入しないでください。

八王子市の市区町村コードは 132012 です。

八王子市の口座番号は 00140-6-960109 です。

特別徴収税額の通知書に記入された指定番号を記入してください。

「前ゼロ」は省略せずに、記入してください。

給与所得分と退職所得分の合計額をご記入ください。

※「¥」記号を記入しないでください

(4) 納入書の取扱金融機関等

銀 行	横 浜 銀 行	大 東 京 信 用 組 合
S B I 新 生 銀 行	り そ な 銀 行	農 業 協 同 組 合
き ら ぼ し 銀 行	信 託 銀 行	秋 川 農 業 協 同 組 合
群 馬 銀 行	み ず ほ 信 託 銀 行	東 京 南 農 業 協 同 組 合
埼 玉 り そ な 銀 行	信 用 金 庫 等	八 王 子 市 農 業 協 同 組 合
東 和 銀 行	青 梅 信 用 金 庫	東 京 都 ・ 山 梨 県 及 び 関 東 各 県 所 在 の ゆうちょ銀行・郵便局（納期限内に限る）
八 十 二 銀 行	西 武 信 用 金 庫	
東 日 本 銀 行	多 摩 信 用 金 庫	
み ず ほ 銀 行	山 梨 信 用 金 庫	八 王 子 市 役 所 ・ 八 王 子 市 市 民 部 の 各 事 務 所 （斎場霊園事務所を除く）
山 梨 中 央 銀 行	中 央 労 働 金 庫	

納期限までに【取扱金融機関等】で納入してください。

- ① 金融機関の名称は令和6年4月1日現在のものです。統廃合等により名称が変更となる場合もあります。
なお、上記以外の郵便局を新たにご利用の場合は、郵便局に提出する書類が必要となりますので、**住民税課（電話 042-620-7354 直通）**までご連絡ください。
- ② 納入については**収納課（電話 042-620-7357 直通）**までお問い合わせください。
- ③ 納期内納入が難しい場合については、事前に**収納課**までご相談ください。
- ④ 郵送で納入される場合は、納入書及び領収証書を同封のうえ、収納課へ現金書留でお送りください。（切手・印紙等は不可）送付先は手引きの表紙に記載してありますのでご覧ください。
- ⑤ 納入済の領収証書は大切に保管してください。